\$5編	近	•	代	1 政	(治															
	四	Ι Ξ	: =	_	-		矢吹村	3	5. I	四	Ξ	=	:	_		三神村		=	<u></u>	九
	武藤	谷	本	. JI	1	氏	村 (町)	頂	秦 〕	加藤為	酒井寅	位夕間	く 引	矢 部 想	氏			青木運	岡崎長	加藤延
	策	知		111.	部郎	名			•	三郎	寅三郎	夏		相 蔵	名			運六郎	郎	成
	+==	===	明明記言			任期		大三	明明	明日・五	明明	明壹	ē	明三・ユ	任期			昭昭六三	昭大 <b>テ</b> キ	<del>ゖ゠</del>
	八	. t	: 六	: ∄	î.			-	5 7	九	八	-{	<b>i</b>	六				四四	=	=
	大木			里	F	氏			‡ <del>;</del>	酉井	円谷	进	Ŋ	太田	氏			岡崎	小針	蛭田
[町史編纂室調]	代吉			-		名		1	-	寅三郎	善助	玄旗		貞 造	名			長一郎	弥太郎	三之丞
室調〕	昭昭三二		四昭 ラ	大大:	大・三	任期		昭三・三	昭昭	=	-		<del>-</del>	大 : <del>-</del>	任期			昭昭三二	昭昭 三二	_
	第		第			第				贫	Ŧ,		第	第	福	Z				
	六		五.			四				Ξ	=		=	_	福島県西白	乙第五号	t	- :		
	条		条			条				条	5		条	条	白河	7			4	
金二百四十四円八十銭	本会ニ要ス	旅費滞在日	戸数委員ニ	へ送付スへ	町村戸長ニ	第六条ノ予算金	但戸数ハ本	トス	異動アルモ	戸数地位ノ	如前	モノトス	其費用ハ予	本会ニ要ス	那各町村連		[明治一五年西	-	財	
四円八十銭	ル予算費目左ノ如シ	日当ノ額ニヨリ日数ヲ算シ支出スヘシ	対スル旅費日当及別途手当金ヲ合シ議員	シ	町村戸長ニ於テ之ヲ部内へ賦課シ徴収ノ上戸長委員	算金ハ戸長委員ニ於テ各町村ニ賦課シ各	数ハ本籍寄留トシ一時別居ノ如キハ之ヲ免除ス		夫レカ為毎町村ノ課額ヲ増減セサルモノ	<b>専在ノ査定プル処ニ基キ脚調プへらおニ</b>	・「はこくくしょ」を発えている。		ハ予算ノ通金額ヲ地価四分戸数六分賦課スル	村ノ	河郡各町村連合会費賦課徴収按		五年西白河郡町村連合会費用腿謂徵收案」	178丁十三分を見りた果女スを	政	

内

金百五十二円 議長以下旅費日当

是ハ議長以下出張議員二十一名分滞在間旅行二日分

マテ如斯

金十六円 諸雇費

是ハ開会ヨリ書記日数十日分小使一名ハ数い日ニテ

如斯 金二十円

是ハ原按及決議書上申書并賦課方張ボノ報告書見積

如斯

金十五円 金三十一円八十銭 会場諸費 戸長委員旅費日当

費一日分見積如斯

是ハ委員一名ニ付金八十銭ツ、三人分日数十二日旅

金十円 予備金

費ニ支用スルモノトシ

テ制限ノ利子ヲ付シ公備スルモノトス

第 七

条

但シ本会予算金出納決算ノ上翌年連合へ報告スルモ

ノトス

条

第

八

是ハ連合会費実費決算ノ上若連合会ニ付テ要スヘキ 郡役所へ預ヶ置

本会予算金前年越高ヲ引去リ残不足ノ分賦課徴収マ

前条ノ予算金各種類ヲ通シ流用スルヲ得

本年八月連合会開会之節議決候該費用賦

課金別紙之通有之候条本月十日限西白河郡役所第三科出納掛へ

御上納有之度此段及御通知候也

連合会委員戸長惣代

明治十五年九月六日

釜子村戸長

熊

谷

源

三便

中畑村外一ヶ村戸長

別 崎

追而本文会議決議写別紙之通ニ有之候条

此段被申添候也

長次郎殿

地価 金六万七千六百九十銭八厘

中

畑

村

戸数

二百三十戸

金八円二十三銭五厘

西白河郡連合会費

内

金三円六十三銭五厘

金四円六十銭

但戸数一戸ニ付金二銭 但地価百円ニ付金五厘三毛七糸六六

金二円六十一銭五厘 同連合会諸器械費

金一円十五銭四厘

内

金一円四十六銭一厘

但地価百円二付金一厘七毛〇七七

但戸数一戸ニ付金六厘三毛五三

金三十九銭 金十一銭八厘 金 金三円四銭二厘 H 銭五厘

衛生通信委員費

一円一銭七厘

但地価百円二付金一厘五毛一五六

合金十三円八十九銭二厘

戸数 一戸二付金八厘七毛七糸

但

大 畑

村

金六千九百二十円八十五銭三厘

地価

戸数

二十一戸

金七十九銭二厘

西白河郡連合会費

内

但地価百円ニ付金五厘三毛七糸七六

但戸数一戸ニ付金二銭

同連合会諸器械費

金五十銭八厘 金四十二銭 金三十七銭二厘

内

衛生通信委員費

金二十八銭九厘

金十八銭四厘 金十銭五厘

> 但戸数一戸ニ付金六厘三毛五三 但地価百円≒付金一厘七毛○七七

但地価百円ニ付金一厘五毛一五六

但戸数一戸ニ付金八厘七毛七糸

金二円

合金

円五十八銭九厘

一一畑 岡崎長成家文書「西白河郡町村連合記録」抜粋〕

法議案

七八〔明治一七年度地方税追徴及一八年度地方税中畑村賦課

明治十七年度地方税追徵及十八年度地方税

金二円八十九銭八厘 一期西白河郡中畑村賦算法議案

金百二十七円五十一銭二 二厘十四甲数割追微戸数割十七年度地方税

合金百三十円四十一銭

此戸数二百戸 但一戸ニ付金六十三銭但村会ニ於テ各戸貧富

等差ヲ設ケ賦課方法ヲ議定スル事

一中畑 岡崎長成家文書「戸長取扱書類綴」抜粋〕

一七九〔明治二四年度矢吹村歳入出予算決議書〕

金五百三十三円二十九銭 役場費

明治二十四年度歳入出予算決議書

内 訳

金四百二十八円四十銭

雜

金百二円八十九銭

庁

費 給

建築修繕費

I Z	一金三十一円六十銭
	会議費
ハ十百コート月ニーエ見	金三十五銭七厘
	二十二年

内 訴

金二十九円六十銭

雜

給

費

内 訳

金三百五十七円六十一銭

金四百二十六円六十銭

教育費

金二円

金四十五円九銭

庁 雜

費 給

金二十三円九十銭

建築修繕費

衛生費

金十円五十銭

内 訳

金三円

金七円五十銭

種

費

伝染病予防費 痘

金百十七円四十三銭一厘

予備費 校舎敷地買入費

金十円

合金千百二十九円四十二銭一厘

内

金九円 金百十七円四十八銭

金五十一円四十一銭三厘

地方税交付金

国税交付金

授業料予算額

差引 **小計百七十八円二十五銭** 

金九百五十一円十七銭一厘

内

金百二十七円九十八銭

金七十四円九十二銭五厘

金七百四十八円二十六銭六厘

地価金百円ニ付三○○本年度地価金百円ニ付金十二銭

銭六厘百十一戸二月一日現在戸数三

合金九百五十一円十七銭一厘

限リ賦課徴収スルモノトス

右金ヲ折半シ前半期ハ四月二十日限リ徴収シ后半期ハ九月三十日

右決定候也

明治二十四年三月

矢吹村会議員

小 石 針 井 皆 清 兄⑪

大 芳

木 賀

代 勇

<u>=</u> 吉甸 蔵印

大 野 喜次郎⑪ 次回

針 鎮 平印

佐久間 小

磯

吉印

横 星 III 晋之助⑪ 栄 -度ヨリ繰越金

ル

#### 矢吹村会議長 長 尾 半次郎即

### (名前は上から下へつづく)

「町有 明治24・3「矢吹村会議録」抜粋〕

議書である。 らないと規定されている。これにより決議された矢吹村予算決 は年度前に歳入出予算表を調製し町村会の議決をえなければな 明治二一年四月に制定された市町村制によれば、 現存する最も古いもので当時の財政規模がらかが 町村長

## 国税交付金 此決算ノ金額ヲ以テ其ノ予算ニ比スレバ金十三円五銭八厘ヲ増

加セリ其然ル所以ノモノハ国税営業者ノ多キニ由

地方税交付金

セリ其然ル所以ノモノハ追加地方税ノアルニ由ル 此決算金額ヲ以テ其ノ予算ニ比スレバ金六円三十銭五厘ヲ増加

地価割

此決算ノ金額ヲ以テ予算ニ比スレバ金八銭七厘ヲ減少セリ其然 ル所以ノモノハ算則上四捨五入等アルニ由

営業割

八〇〔明治三〇年度矢吹村歳入出決算報告説明〕

減少セリ其然ル所以ノモノハ営業税ノ減少及滞納処分ノ結果欠 此決算ノ金額ヲ以テ其予算ニ比スレバ金十九円二十二銭三厘ヲ

損等アルニ由ル

戸別割

此決算ノ金額ヲ以テ其予算ニ比スレバ金五十七円八十四銭四厘 ヲ減少セリ其然ル所以ノ者ハ戸数ノ減少及滞納処分ノ結果欠損

等アルニ由ル

千三百五十九円六十八銭九厘ヲ減セリ其然ル所以ノモノハ各項 度決算収入ノ実額金二千五百十円十七銭ニ対シ支出ノ実額ハニ 以上通計スルニ金三十一円七十七銭二厘ヲ減少セリ而シテ本年 ニ就キ説明ノ如シ

歳入出決算報告説明 矢吹村税明治三十年度

其予算ニ比スレバ金三十一円七十七銭二厘ヲ減少セリ依テ各科目 本年度歳入決算ノ総額ハ金二千五百十円十七銭ニシテ之レヲ以テ ニ就キ其増減ノ理由ヲ説明スル事左ノ如シ

授業料

此決算ノ金額ヲ以テ其予算ニ比スレバ金十二円四十六銭ヲ減少

セ リ其然ル所以ノ者ハ退校生及滞納処分ノ結果欠損等アルニ由

前年度繰越金 此決算ノ金額ヲ以テ其ノ予算ニ比スレバ金三十八円四十五銭九

**厘ヲ増加セリ其然ル所以ノ者前年度決算ノ結果ニ由** 

#### 歳 出

依而各科目ニ就キ其増減ノ理由ヲ説明スル事左之如シ 本年度歳出決算ノ総額ハ金二千三百五十円四十八銭一厘ニシテ之 レヲ以テ其予算ニ比スレバ金百九十一円四十六銭一厘ヲ減少セリ

リ其然ル所以ノ者ハ給料ニ於テ金一円八十三銭雑給ニ於テ金六 此決算ノ金額ヲ以テ其予算ニ比スレバ金七十三銭七厘ヲ増加

### 会議費

於テ金五円二十四銭七厘ヲ増加セシニ由

十八銭常時修繕費ニ於テ金二円ヲ減ゼシニモ抱ハラズ需用費ニ

十一銭ル減シタル節略ヲ加ヘント書記給料一円ヲ要セザルニ因 リ其然ル所以ノ者ハ実費弁償ニ於テ金三円雑給ニ於テ金一円六 此決算ノ金額ヲ以テ其予算ニ比スレバ金五円六十一銭ヲ減少セ

#### 教育費

減少セリ其然ル所以ノ者ハ給料ニ於テ金八十五円六十九銭八厘 厘ヲ増加セシ壁ノ修繕ヲ加ヘシニ由 弁償ニ於テ金一円ヲ減セリ常時修繕費ニ於テ金四円七十六銭六 雑給ニ於テ金十四銭九厘需用費ニ於テ金一円六十二銭八厘実費 此決算ノ金額ヲ以テ其予算ニ比スレバ金八十三円七十銭九厘ヲ

> 然ル所ノ者ハ種痘費ニ於テ金二十三円ヲ滅ゼシハ種痘児ノ少ナ 此決算ノ金額ヲ以テ其予算ニ比スレバ金四十五円ヲ減少セリ其

シト伝染病予防費金二十円衛生会補助費ハ金二円ヲ要セザルト

### 一警備費

二由

繕費ニ於テ金一金八十銭ヲ減セシト雑給ニ於テ金八円六十四銭 少セリ其然ル所以ノ者ハ需要費ニ於テ金十六円七十九銭常時修 此決算ノ金額ヲ以テ其予算ニ比スレバ金二十七円二十三銭ヲ減

### 勧業費

ヲ要セザルトニ由ル

本項ハ予算ニ対シ増減ナキヲ以テ説明セズ

### 諸税及負担額

リ其然ル所以ノモノハ本村諸税ノ仕払ヲ要セザルニ依ル 此決算ノ金額ヲ以テ其予算ニ比スレバ金六十三銭九厘ヲ減少セ

### 予備費

本項ハ予算不足ノ費用目ヲ補充セリ

### 学校建築積立金

矢吹村立尋常小学校舎新築工事着手之件

本項ハ予算ニ対シ増減ナキヲ以テ説明セズ

小学校舎新築起工ハ明治三十二年二月トス

### 寄附金願

衛生費

10、三次(

高、共0

八三0

= .

=, 10 二、六九0

五、四五〇 六、三 八三0

> 六、六四〇 17.170 C, 040

七大五

特

别

= 0.1

二六、六五〇

第二号

10.H

五、三三〇 次0110 六、九九0

110,1110 三、五五〇

110,1110 三、九五〇 云、东西

|图"图|0

三、方0 五、三三0 六,010 六、九九0

|图、图|0

階

級

戸

数

個-

一 数当

合個

数

課

税

町

税

県

税

町

税

度此段奉願上候也 右ハ当矢吹村矢吹尋常小学校基本財産トシテ寄附仕度御採用相 金十五円也

成

四、三八〇

五、五〇

西白河郡矢吹村大字矢吹

 $\equiv$ 

岩 公(

三、三〇

せ、共の

**一** 九

=

•

平民商 仲 西 力

蔵

明治三十一年九月二十日

西白河郡矢吹村長

谷 知 房殿

大

明31・9「矢吹村会議録」抜粋]

合

臺

臺

三六、三三0|1三八、五110|11011、1110|七七1、0四0

元元

七六

言

三、一九

四六、大四C 吾、吾C 九、000 二三、大九0

五、〇六〇

一九、三〇

图,000

II. 79 =

> 翌 モ・ 元 三十二 元•0

> > 五四

1,140 二、副00 一、公公 三、六〇 004,11

三、四九0 云、000

14,010 一五、七五〇

六四、八00

台、2000 全、六C 元、六00

一、六〇

### 八一 [明治三六年度矢吹町前期県税戸数割貧富等差]

第一

묵

明治三十六年度前期県税戸数割貧富等差 課 金 合 課 金

町 有 明 36 · 4 16 「矢吹町議会録」抜粋〕

解説 富等差をつく議会に提出した、 課税率は毎年度予算を決定する時に定め、 本資料はそのまとめである。 各戸ごとに貧

# 八二〔明治三六年度矢吹町歳入出総計予算〕

西白河郡矢吹町明治三十六年度 歳 入 歳入出総計予算

歳 出 金三千八百三十九円九十六銭四厘

歳入予算高

金三千八百三十九円九十六銭四厘 経常費予算高

	所	戸	営	地	第九款 町		第八款 寄	第七款 県	第六款 県	第五款国	PU	小	不用	第三款 雑	納	戸数	款使	貸	第一款 資	科
業税	得		業			費寄	付	税補助	税交付	税交付	年度繰越	授業	品払	収	督促手数	手数	用料及手数	金利	資産ヨリ生スル収	目
割	税		割	割		附	金	費	金	金	金	料	代		料	料	料	子	入	
三三、六〇	一会、一章	、九五0、四七四	至,000	四一、三角〇	二、五〇年、二三七	七四、四九0	七四、四九0	美、美0	四0、三九	三三、五五七	大四七、八四七	4511、0110	11,000	至三年、0110	1二、萬00	11,000	三、五00	三、三萬0	三、三萬0	<b>予</b> 前 算年 額度
一芸、芸	一天、吾至	一、八五七、七七0	九、	四七、六〇三	二、六五八、〇七四	1100,000	1100,000	景、 景0	<b>贸、公</b> 三	三九、八六九	二四九、八九〇	四二十二十二〇	m, 000	四天、五二〇	11,000	1年、000	元,000	四、四四九	四、四四九	予本 算年 額度
年国税営業税予算高金五百二円九十一	本年所得税予算高金四百五十二円八十七	戸数平均一戸ニ付金五円四十六銭四厘本年県税戸数割予算高金四百八十七円二	本年県税中営業税雑種税予算高金四百四·	金千百九十三円十五銭地租金一円二付金本年地価予算高四万七千五百七十二円六		学校諸器械購入費寄附金前年ヨリ繰越		ニ対ス	ル百分ノ	ニ対スル	三十五年度ヨリ繰越金	四百六十七円五十二銭裁縫専修料金二十二銭九十名金十一銭十名 一ヶ月尋常科生徒授業料金六銭百二十六名 金	新聞紙其他売却代		六十通	戸籍謄本抄本閲覧手数料		本年学校基本財産金四十四円四十九銭こ		附
銭金一金ニ付金二十五	)銭金一円ニ付金三十五銭	一円二付三円八十二銭三厘	一十七円五十八銭金一円二付金二十二銭	三十五銭十九十三円十五銭地租				ル五分ノ一	四	百分ノ四		銭十名 三ヶ月分金六円三十八円九十六銭ニシテ十二ヶ月分金三銭五十名高等科生徒金三十銭三十名						対スル年一割ノ利子		記

															.1tc.	
備	第三項	慰	報	実	旅	第二項	使	雇	収	書	阳丁	第一項	第一款 役	科	哉出	合
	需			費		雜	丁		入	記	長	給	1又			
	用	労		弁			給	給	役	給	給		場			
	/13			償			不口		給	朴口	水口			目		計
品	費	費	酬	料	費	給	料	料	料	料	料	料	費			_
三九、八四〇	一个、、50	MM, 000	110,000	110,000	<b>₹0°</b> ≌110	一重、三0	英四、000	公、000	111,000	1117,000	一六、000	太三0、000	九三、六0	予前 算年 額度		四、八一九、六八〇
三五、八四〇	一 大 、		110,000	110,000	次七、 <u>园</u> 三0	1川中、町10	超,000	14,700	118,000	川里、000	一六、000	大芸、八00	1,014,140	予本 算年 額度		四、八一九、六八〇 三、八三九、九六四
器具修繕費金五円印判其他買入代金二円十二ヶ月分此金三円六十銭法曹記事一ヶ年と此金四円五十六銭法令全書代一ヶ年金三年十二ヶ月金六十銭ツェ十二ヶ月分此金上			助役一人一ヶ年報酬	四人実費弁償料一人ニ付一	金一円四十四銭 田長其他一ヶ年間出張三十三泊分宿泊料 町長其他一ヶ年間出張三十八銭六厘四二泊一泊 三付金七十銭ツュ此金一円四十分当一目金三十八銭六厘四十十銭汽車賃往復金一円三十八銭六厘四十十三十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十		使丁給料一ヶ月金四円五十銭一人	分町税督促其他使用ノタメ臨時雇日給一日一	収入役月俸金九円五十銭一人十二ヶ月分	書記同俸金十円五十銭一人金八円一人十二	町長月俸金十四円ツュ十二ヶ月分			附		
年金一円四十四銭諸書籍買入代金十円二円四銭令達累集一ケ月金三十銭ツゝ七円二十銭新聞紙一ケ月金三十八銭ツ				ヶ年金六円ツゝ	四十銭ツゝ此金一円二十銭車馬賃往復以外ノ地へ出張一回二泊一泊ニ付七十十銭日三日分一日金四十銭初ゝ此金一四、此金二十四円汽車賃白河往復とは、一四、北金二十四円汽車賃白河往復出張一四、出金十四円流車賃			一人ニ付金三十銭ツゝ延人員四十八人		一ヶ月				記		

医教		旅	第二項	使	補	正	第一項	第三款	雑			掲	役	第四項	雑	通	財	消
員師 田			雑	丁	助	教		教		員実	会	示	場	常常		信		
恩	励			·	教	員		<b>*</b>		費	÷¥÷	場	修	時		運		耗
手結基				給	員給	給		育		弁償	議	修繕	繕	修縦		搬		
当金		費	給	料		料	料	費	費	損料	費	費	費	<b>社</b>	費	費	費	品
せ、000	三年、四00	=1 <b>,</b> =0	九六、九四〇	川町、000	九六、000	く18、000	1,0111,000	一、	11,000	川町、000	云,000	一、五00		一、五00		三、大00	14,100	10次、元10
七、五00	三年、1900	二1、三八0	九三、八八O	川町、000	大0,000	九六0、000	1、110、000	一、四五九、四〇〇	H, 000	川町、000	云,000	H, 000	110,000	三年、000	11,000	三三、六00	17,100	九九、四二〇
)生徒身体検査ニ付医師一人雇入手当日数五日分一日金一円五十銭ツゝ  正教員給料年額九百六十円ニ対スル百分ノ一	此金十二円出金十二銭ツェ此金十四円八十銭春秋運動会一回金六円ツェ生徒九十人一人ニ付金十二銭ツェ此金十四円八十銭春秋運動会一回金六円ツェ生徒九十人一人ニ付金一銭二厘ツェ此金十二円六十銭優等	平教員一人自河出張五泊二回日数十二日分日当一日金五十銭300以上。 日金五十銭五日分比金二円五十銭30以上。 日金五十銭30以上。 日金三十銭30以上。 日本10以上。 日金三十銭30以上。 日本10以上。 日本10以上。 日本10以上。 日本20以上。 日本10以上。 日本10以上, 日本11以上, 日本1		) 使丁給料一ヶ月金二円ツム十二ヶ月分	専科正教員一人月俸金八円十二ヶ月分	十二ヶ月分    十二ヶ月分    十二ヶ月分			会議ニ要スル諸費	議員実費弁償料一日一人ニ付金二十銭ツュ議会日数十日ニシテ十二人分		)掲示場修繕費	) 役場修繕費		諸帳簿綴其他人夫賃	郵便税一ヶ月金一円八十銭ツュ十二ヶ月分此	一賄ニ付金三銭五厘ッゝ此金三円五十銭料一ヶ年三百六十五日一夜ニ付金四銭ツゝ此金十	金二十銭朱墨肉代金四円諸用紙代金三十九円雑品代金一円  銭炭七百五十貫同一目貫ニ付金六銭ツゝ此金四十五円蠟燭代金一円生麩二升代  3 筆墨料一ヶ月一人金十銭ツゝ五人十二ヶ月分此金六円石油二斗代金三円二十二

第一項 雜 給	大	救助	衛生組合補助	補助	第三項 隔離病舎番人手当	第二項 伝染病予防費	第一項 種 痘 費	第四款 衛 生 費	学務委員実費弁償料	第五項 実 費 弁 償 料	示場修繕	校舎修繕費	第四項 常 時 修 繕 費		通信運搬費		消耗費	備品費	第三項 需 用 費	慰労	助
八、大四〇	三元、 2000	1年、000	八,000	₹,000	111,000	1100,000	110,000	118、000	八,000	八,000		10,000	110,000		1,040	一八、三五	九二、四七〇	<1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 < 1.00 <	一起、0三0	一五、000	10,000
三三、大四〇	HO,000	至0,000	八,000	人、000	111,000	100,000	110,000	图 000	<,000	八,000	1,000		11,000	11,000	1,000	八、三色	ハー、 たち0	<171110	一个六、五一〇	1年、000	H, 000
	窮民救助ノ資ニ充ツ		衛生組合へ補助		隔離病舎番人手当	伝染病予防諸費	円五十銭ツゝ此金十五円 痘菌百具一具ニ付金五銭ツゝ此金五円医師雇入春秋両季延入員十人分一日金一		学務委員四人分実費弁償料一人ニ付金二円ツュ		掲示場修繕費	校舎修繕費其ノ他人夫賃		学校地内掃除其他人夫賃	郵便税一ヶ月金九銭ツュ十二ヶ月分	宿直賄料三百六十五日分一日金五銭ツゝ	用紙代金十五円本出土の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	繕一個ニ付金五十銭ツゝ此金十五円事務机一個金二円雑品買入代金五円年金六十六銭生徒机十組新調一組金一円八十銭ツゝ此金十八円机腰掛三十個修書籍買入代金二十七円器具買入代金十円新聞紙代金四円五十六銭教育雑誌一ケ		教員慰労費	夏季講習補助トシテ職員ノ内五人分一人ニ付金十円ツゝ

金六千八百三十円十三銭七厘 歳入	歳入	明治四十年度歳入出精算書	一八三〔明治四〇年度三神村歳入出精算書〕		合 計 三、八三九、六八〇	第十二款 予 備 費   <u>元</u> 至	第二項本町基本財産積立金	第一項学校基本財産積立金	第十一款 基本財産積立金	第一項 教育 ヒ積立金 四	第十款 教育 ヒ積立金 四	第九款 借入金償還費 吾日	部費分賦額	本 町 諸 税 一	第八款 諸 税 及 負 担 三〇	町 農 会 補 助 10	第七款 勧 業 費 10	器 械 置 場 修 繕 費 三		消耗品費二	備品三	第二項 需 用 費 二七	補助費	消防手当
歳入予算高			精算書			<b>元五、宝宝</b>				四七、八四〇	四十、八四〇	あっ、公公	一四九、〇三九	-, #OO		10,000	10,000	1,000	1,000	1,000	#,000	14,000		八、 (本語)
			J		三、八三九、九六四	110,000	1110,000	四、四四九	一三四、四五	1100,000	1100,000	<b>■000,000</b>	三芸、芜莹	一、五00	三三、三芸	110,000	110,000	™, 000	m, 000	11,000	1年、000	14,000	I #, 000	へ、六四0
金三千五百十八円三十一銭	金六千八百三十円十三銭七厘	歳出	金三千五百八十円五十九銭三厘	鬥		定額予算外又ハ予算超過費用ニ充ツ	本町基本財産積立金	基本財産ヨリ生スル利子積立金		学校諸器械買入タル残金次年ニ至リ器械新調及修繕費ニ充ツル		借入金償還元利金	分賦額	諸税負担		町農会補助		消防器械小屋修繕費		蠟燭買入費	器械新調及修繕		中畑新田部落ニ於テ購入シタル喞筒ニ対シ補助	七円八十銭を工団分此金七十銭消防手当百三十一人ニ付一回金三銭ツム金五銭ツム二回分此金七十銭消防手当百三十一人ニ付一回金三銭ツム消防組頭一人出場手当一回金七銭ツムニ回分此金十四銭小頭七人一人
歳出精算高	歳出予算高		歳入精算高	〔町有 明36「矢吹町会議録」抜粋〕			7			修繕費ニ充ツルタメ積立														人ニ付一回金三銭ツュ二回此金十四銭小頭七人一人ニ付一回

三県					二交						一財		
補助					附						産費収	款	
金		二県税徴 収		一国税徴収	金			二教荒予備金収		一財産	入	項	科
で見る方を引力		交附金		<b>公交附金</b>		_		金収入		収入		種	目
	県税徴収交附金		国税徴収交附金			債券利子	金		貸屋料			目	決
九三三、000	至、七四〇	五年、七四〇	04周、周川	0中国、国山口	元0、三0	m, 1100	二、公园0	一年、1四0	六,000	☆,000	三二、三四	予算額	
六、天()	ニセ、三人〇	二七、三六〇	110,140	三三0、三六0	二五七、六二0			1	六、000	六、000	六,000	決算額	算
1			1			1						過 _過 不不	説
九二六、四二〇	六、元0	六、元0	图、1110	B.110	三二、五九〇	n1, n100	二、八四0	1五、1四0		1	年、  图0	足起説	明

大正六年度歳入出央算表

一八四〔大正六年度中畑村歳入出決算〕

大正六年村費歳入出決算

翌年度越高金六十二円二十八銭三厘 歳入出差引金六十二円二十八銭三厘

【町有 明41・8「三神村会議録」抜粋】

差引残

金四十五円十五銭三厘

内金二十円基本財産へ編入

金二十五円十五銭三厘翌年度へ繰越

明

一金四千七百五円十八銭三厘

支出高

一金四千六百六十円三銭

収入高

-							-						-				_	T-	T
																	役		
																	場	款	科
																	費		
		四需							三雑			二給				報			
		要																項	
= -	_	費	五.	四四	=			_	給	_	_	料	=	_	_	酬			
三二角消	備		手	傭	使		旅	費		書	収		区	助	村			種	目
耗 刷	品		当	入	丁			用		記	入役		長	教	長				
	μц		"	/(	給			弁		給	松給		報	報	報			目	
費 費	費			料	料		費	償		料	料		酬	酬	酬				
= +	<b>5</b> .	三	_	_	<b>#</b> 1.		75	=	三	_	=	三	_	=	=	=	1,00	予	
10、000	<b>弄、</b> 00	011,10	0,000	18,000	夬 <b>、</b> 000		0,00	1111,00	1,00	00,00	10,00	00,00	云、吾	00、70	110,000	11曲、100	00年、中00	算	
0 0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	ō	0	_		
灵、公	四三、二九五	三元、壹0	10,000	九	五、四00		公五、五	1111,00	三、元	140,00	1110,00	100,00	云、吾	10,00	1110,000	三番、五〇	、二七、六三(	決算	決
八二五	五	=0	000	00	00		式0	000	元0	000	000	00	00E	000	000	五00	<del>言</del>	·异 ——	
ᆾ 큿		六					芸		10								10#	過	
六、六九五		八.言	1				三五、七九0	1	三0、三元0		1						10元、五00	~-	算
																		不	
1.1	二、七0元	1	I	四、七0	一、三九0		Í	Ī	1	ī	1	1	ı	1	1	1		足	説
用予 警 -	一奉役钱安場			0 同		銭役?	 充中							_!_					
費 費 淘	<b>ת庫費</b>			上四	流奉 用安庫 庫	銭流用	刊学 校											説	
ヨチリ	用建族 築費			円九十	建築	品 費	教員												明
六円八円八四	記令十円			十銭	記念盤	y J	給料 料												
十十八円	一七			銭流用	建築記念費へ六十	リ十円七十	ヨリー											op.	
銭 流 用	円十 九九 十銭				ハ十銭	七十九	リ十五円											明	
	1 154				此人	74				-									

				四小			三土								二会							
							土								会							
				学			木								議							
				校																		
=			_	費		_	費					二需		_	費		五修					
雜			給			道						需		費			修					
						路						要		用			繕					
														弁								
給	=		料		_	費		四四	Ξ	=	_	費		償			費	八	七点	六	五文	四通
	休	教			道			四借	三印	消	備		議員			役場		雑	点	借	文	迪信
	職	員			路掃			家	刷	耗	品		実			修			灯	地	具	運
	給	給			除			~.	74.4	品			費弁			繕						搬
	料	料			費			料	費	費	費		償			費		費	料	料	費	費
100	ᠴ	1、1萬三、000	一、一八九、六〇	一、五六、五〇	+-	+	++	_	=	=	五.	=		二	壹	五	^	七	10	三	땓	10,
100、八九0	云、六0	7,000	六八〇	要	000 A	000°4	000 th	000	000	1,000	₩,000	1,000	IIB, 000	1000	三萬、000	五、000	₹,000	000 rt	0,700	∃,000	图、八00	1000,000
九	=	2	三、三	一、 至									=	=	=			1701	10	1	pg	二
九六、七九0	至、六二0	、0八至、1至0	0年1117日	一、大五七、四七五	000 t	000 rt	000 th	1	1	700		<b>6</b> 0	13, XOO	11,00	IN 100		U. HOO	四、六次0	10,500	1000 H	图、八〇〇	14、大00
		,																				
1			_1_					1	l_	1		1_									_1_	
		*	*	<b>=</b>								_			_							_
0	二、000	六六、二五〇	六、三 ○	<b>吾、九二五</b>			1	000	11,000	11,1100	五00	0,100	NO	E 00	0, 500	<b>E</b> , 000	004	一、三			L	17.100
	流小用学	流耗役 用品場 費費											十会銭譲	いたを		用奉 安		十四安建				十奉銭安
	校消	費費											流型用消	4		庫建		銭庫流建				流庫用建
	耗品	五費十十											彩品			発記の		流用祭記				発記会
	費へ	一五円円	i										复 5 1	( !		②費 へ		心費 へ				費へ
	流用・小学校消耗品費へ二円六銭	二十 十 五 枝 銭 消											流用  電池  電池  である。   では、   では、   では、   では、  では、  では、  では、	<u>.</u>		用を安庫建築記念費へ五円流		二円三				十銭流用
_	銭	銭消	<u> </u>	_									=	<u>:</u>		流		=				四

		五実業補習学校費																
	雑				四修							三需						
					繕							用						
	給				費							費						
手			二附	一校		六雑	五点	四文	三通	二消	備		六生	五賞	四手	三思	二傭	旅
			属舎	舎					信	耗			徒			給		
			修	修			灯	具		品	品			与		基	人	
			繕	繕					搬				励			25		
当_			費	費		費	費	費	費	費	費		<u></u>	費	当	金	料	_費_
九、五00	一九、五00	元、100	10,000	1111,000	MM, 000	三九、六00	三、六00	五、0四十	三、1、100	114,800	九、五五0	二七四、九九〇	11年、000	111,000	三里、第00	二、八九〇	三、五00	118,000
1九、五00	一九、五00	四0、大四0	14、000	四、九五〇	三、九五0	四0,0六五	三、六00	四、九七0	1,100	二六五、七九五	九九、六三宝	四一大、吴五	壹、一八〇	111,000	二三、五五0	へ、 へ、 へ、 へ、 へ へ の	0411,11	一六、九10
1	1	一、英四0	<,000	ı	ı	四六五	ı		1	一四〇、三九五		一四一、三七年	~		1	1	1	
1	1	I	1	一八、0至0	10、0至0	1	1	10	100	1	1	1		1	九至0	F,010	1,110	せ、0九0
			予備費ヨリ八円流用	流用の発力の一次の一次の一次では、一定の発力を引きる。これでは、一定の一次のでは、一定の一次のでは、一定の一次のでは、一定の一次のでは、一定の一次のでは、一定の一次のでは、一定の一次のでは、一定の一次のでは、		五厘流用 小学校修繕費ョリ四十六 <b>銭</b>				校とヨリニ十九代 五厘小学 が とヨリニ十九 教五厘小学 リハ円六十銭 が とヨリー 一日 東野 一十一 大 大 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	予備費ヨリ六十八銭五厘流		銭流用			同上三円一銭流用	同上一円二十三銭流用	流用小学校消耗品費へ七円九銭

		八警備		七隔離舎修繕									六伝 染 病 予 防					_
<b>E</b>		費		辞 費									奶費					
	雑		隔						二需			雜						二需
			離舎						用									用
			修繕						/11									, 13
四三二傷退賞	給		費		四	<u>=</u>	=	_	費	=	_	給		四賞	三点	=		費
H24:	手	開離				<u></u>	消	備		傭	手			賞	点	二消	備	
給 与		舎修			:	運	耗	品		人				与	灯	耗	品	
手与业人事	MZ.	繕				אוינו	品	alle.		16.4	N/			alt.	費	品費	費	
当金費	当	費			費_	賀_	費_	費		料	==			費		質	負	_
15,000	四六,000	一次、500	1、五00	一、五00	ii' 000	五00	# <b>、</b> 000	11,000	10、年00	1,0至0	10,000	11、0至0	二、垂0	m, 000	三、六00	10,000	n, 000	九、六00
九、000 九、000	= 0±0	一 三 三 三 二					九三(0	1	九三0	I	₹ 000	<b>E</b> 000	四、九二0	せ、八00		10、八五0	二、四九〇	111,110
111						1								<b>2.</b> < 00		<u>C</u> EO		一、六四〇
H,000	五四、九五〇	四四、四七五	1、用00	1、年00	m, 000	E.00	<b>四、</b> 0个0	11,000	九、 天 ()	1、0至0	*, 000	4、0年0	一六、六三〇		三、六00		五0	
同上へ二円流用の上へ二円流用の上へ一円流用の上へ一円流用の上へ一円流用の上へ二円流用の上の一下流用の上の一下である。	託品費へ四十円	<b>銭</b> 流用 小学校消耗品費< 一円五十			同上へ三円流用	同上へ五十銭流用	同上へ四円流用	小学校消耗費へ二円流用		銭	小学校消耗品へ五円流用			十銭流用六十銭同備品費ヨリ一円二六十銭同備品費ヨリ一円二	流用 小学校消耗費へ三円六十銭	予備費ヨリ八十五銭流用	円二十銭流用実業補習学校費賞与費へ一	

十三雑			+							十諸				九財				-						
雜			一公金							税														
支			並取							及				産										
^			扱							負														
出			٢							担				費										
		一公			二負				諸				財				三修							二需
		金											産											
		取											管				繕							用
		扱											理											
		٢			担				税		_		費		_		費		7	LILI				費
担	辰			部		県		地			点	修			火	器		六雑	五通	四賄	三被	二消	備	
<b>全</b>	辰替宁 金 手 汝					税									一火見梯	器械置			信			耗		
5	金					地					灯	繕			子修	場			運		服		Пh	
***************************************	<del>上</del> 汝					袓									10 繕	修繕			搬			H		
*	<b></b>			費		割		租			費	費			費	費		費	費	費	費	費	費	
111,000 #00	. HOO	, HOO	_, ₩00	宝一、1三0	声,110	1100		100	₹00	是一、至10	三、六00	五、000	八、六00	八、六00	11,000	7,000	10,000	11,100	11,000	九,000	MO~000	10,000	10,000	九三、七00
三、六0	710	*10	<b></b>	一里"1110	0111,114	1110		<b>四</b> 六〇	六0	五一、八00		1		1		1,000	1,000	11,100	11,000	一九、五00	四六、七七〇	六 0 0	兲、六0 <u>至</u>	一尺、一宝
10、六0		1	1	1	1	10		三六0	六0	云			1							±00	1六、セセ0		六、六0五	一四、四十中
18	\ //   // C	770	<b>公</b>			1		1_			三、六00	H, 000	八、六00	八、六00	11,000	000°t	九,000					九、四00		
						同上ヨリ二銭流用	費ョリ二十三銭流用				同上へ三円六十銭流用	小学校消耗品費へ五円流用			小学校消耗品費へ二円流用	警備費被服費へ七円流用				警備ヒヨリ手当五十銭流用	円八銭当り三十七銭流用銭同器械置場修理費ヨリ七警備ヒ消耗品費ヨリ九円四	流用警備費被服費へ九円四十銭	流用・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	

			一補		
			助	款	科
			٤		
		一教育費補助		項	
育研	一青年			種	目
究会補助	会補助			目	,
		_	Д	予	
1,400	#, 000	M. 1100	A. 100	算	
1,400	₩,000	九、三00	七九、三00	決算	決
	l	L		過	算
				不	
		₩,000	H, 000	足	説
				説	
					明
				明	

臨時部

合計		一子備	十四予 備 費		二納 税 督 励		一納稅改善	十三納 税 改 善 ヒ		三諸			
	_	費		_	٤		費			費	=		_
	予備			督励		奨励			諸会		一徴兵旅費繰	緑替病を少耳も	١.
	費			٤		費			費		替	扱 費	
四、一六、〇六	兲、 一 六 一 六	<b>兲、</b> 二六	<b>兲、</b> 三大	#, 000	H, 000	三四萬、000	川田川、000	三萬0,000	10,000	10,000	10,000	1,000	
四、二四、六五〇	△兲、三		△兲、三	0411,0	0小11、11	川里0、000	11四0,000	04日、日日日	へ、至00	八,五00	1 <b>H</b> , 1<0		
	1_	1	1		1						1年、1八0		
三、一				Olit	이ল다	<b>#,</b> 000	H, 000	四二十二〇	一、五00	1,世00		1,000	
						用 奉安庫建築記念費へ五円流			流用雑支出諸税負担へ二十五銭		<b>予備費ョリ十五円十八銭流</b>	旧耗品費へ一円	

六警		五積				四小					三役							二土						
		立				学																		
備		金				校					場							木						
費		穀				費					費							費						
_	積				一営			二需		一雜			二道				一道			四警	三軍		二勧	
	,												路				路			備	人		業	
	立				繕			要					修				改			費	分会補		٢	
													繕				修			補			補	
_	_ 金		_	_	費			費	_	給		_	費	=	=	_	費		_	助	助	_	助	Ξ
	教		教	運動			備		手			道		雜	二改	測			警			村		三児童委託料補
	救荒予備金積立		室	運動器械設置								路				量			備			農		委
	備		営	械业			品					修			修	設			費			会		料
	並 積		繕									繕				計			補			補		補
	立		費	費			費		当			費		費		費			助			助		助_
<b>た、三</b>	東、 100	五、1四0	110,000	九,000	元,000	三式 <b>、</b> 000	110,000	110,000	10,000	10,000	1110,000	五,000	超,000	110,000	二、七七、四00	110,000	ニ、八一九、四00	二、八品、四00	<b>≖</b> ,000	H, 000	五、000	<b>₹0,000</b>	<b>₹0,000</b>	1、中00
101, ₩00					_1_	_1_	OH!	10H, HOO	10,000	10,000	東、三00	₩0,000	五0、000	六、六00		1九、四00	云、000	关、000	# <b>、</b> 000	#, 000	H, 000	六O、000	大0、000	二、五00
四、三百0							1							_1_				_  -  -						
L	東、 100	東、1四0	110,000	九,000	元,000	元,000	100 A	004,00		1	00年、周	三年、000	三年、000	1点、100	二、七七九、四00	<b>谷00</b>	二、七三、四00	ニ、ベーベ、四00						<b>E</b> ,000
			同上へ二十円流用	小学校消耗品費へ九円流用			銭流用。 は流用。 は時部警と財費へ四円七十									警備費賄費へ五銭流用□□□								

五. 四		=	_	等級	t i	一金四百五	<b>                                      </b>	一八五〔大		総	合			九奉安庫建築記念			八小学校 庭 取		七御真影拝			
三三	六	=	_=	数		十五円	後期県	正七年		計	計			記念と			取拡費		戴ヒ			
1100	三元	六七九	<b>九</b>	負- 担 数)		金四百五十五円八十五銭賦課額	<b>林戸数害腿</b>	度中畑村後					記			一校舎庭		<b>手</b>				一需
三、三00	二、0川田	一、	1,4	総ケ数		課額	謝等差及舞	期県税戸数					念費			地取拡費		戴費				要費
三,0110		10、三年0	004,141	負担金額			報表	「大正七年度中畑村後期県税戸数割賦課等差及課額表」				一記念			一整地					二賄	一備 品	
三天、二四0		00年00	) 11 TO BOO	金絲	総			<b>差及課額表</b>		_		心費			型費					費		
0 0	6	0	0	ПОСТ	<u>-</u>					七、五二九、三一八	三、元二、二六〇	至0,000	五0,000	中0,000	八五、000	八五、000	八五、000	点、1100	単、  00	二五、七五0	00H,LIT	九、三 <u>0</u>
一 一	<u></u>	豆豆	Ξ	= ;	<u>.</u>	九	Л -	七 六		四、大大〇、〇三〇	吾至、 三八0	소,	全、六0	4、六0	<0,000	₹0,000	<0,000	H, 000	耳,000	三0、五00		101, #00
<u>= =</u>	궂	五	=	Ξ.	芒 :	亖	<u></u>	<u>~                                    </u>			1	章、六0	章、六〇	声,六〇			1	1	1	四、七五〇		四、三五〇
ii 0	吾	台	上			<u> </u>		140	町有 大7・12・	二、公允、三八	二、八斝、九10	1	1	1	<b>班、</b> 000	# <b>、</b> 000	H, 000	10,100	10,1100		Ħ00	_
六OO	1,1100	九00	一、  元	1,000	= 100	二、四四	三 / 三 / 三 / 三 / 三 / 三 / 三 / 三 / 三 / 三 /	U. T. 10	26			三十七円二十八		·	用奉安庫建					ヨリ型量費		<u>.</u>
四五0	0年	九 00	040,1	1, = 10	一、三 三 三 0	一、三	044,	三、	「中畑村会議録」			銭件			用を安庫建築記念費へ五円流				-	円七十銭(ヨリ五銭役場備品費		
た、000	九、五00	三、五00	04個人1111	五十二0	芸へたり	三七、四九〇	四二、四八〇	四0、大00	抜粋〕			ョリ流用			へ 五円流					場備品費		_

昭

和十

昭

特

别

税

戸

数 割

四五五、八五〇		高 <b>、</b> 云云	_	= 0	
				-	
				六	
	三五〇			五	
				껃멐	

計言元元七

#### 有 大7 中畑村会議録」抜粋

## HI

## [昭和一一年度三神村税課率]

昭和十一年度村税課率決定之件

第六号議案

八八六

特別 地 租 地 租 附 附加税 加 税 円ニ付二銭四厘八毛 賃貸価格総額百分ノ三・一ノ百分ノ八十一 本税一円ニ付金六十六銭

営業収益税附加税 本税 一円ニ付金六十六銭

県税家屋税附加税 本税一 円ニ付金五十銭

県税営業税附加税 税雜種税附加税 金十三円九十八銭七七二村税予算総額ノ百分ノ五五・ 本税一円ニ付金七十銭

本税

円

ニ付金七十銭

以 Ŀ

五九一戸平均

-スル

和十一年二月二十九日提出同決議

年度村税課率前記之通り賦課徴収スルモノト

三神村長

酒

井

寅三郎

町 有 昭11・2「三神村会議録」抜粋

## 一八七〔昭和一七年度中畑村歳入出決算書

報告第三号

昭和十七年度西白河郡中畑村歳入出決算書

歳 入

金二万六千八百三十五円也

歳入予算高

金二万七千六百五十七円九十五銭 歳入決算高

歳 出

金一万九千七百二十一円 也

金一万八千二十円二十八銭

金七千百四十七円也

金六千二百七十八円二十銭

金二万六千八百三十五円也

金二万四千二百九十八円四十八銭 歳出決算高 歳出予算高

臨時部歳出決算高 臨時部歲出予高 歳出決算高 歳出予算高

三千三百五十九円四十七銭

昭和十九年九月二十一日提出同日議決

三千三百五十九円四十七銭

昭和十八年度へ繰越金

歳入出差引残金

中畑村長 小 針 弥太郎

### 一町有 昭19・9「中畑村会議録」抜粋

### 八八八 [昭和一八年度三神村歳入出決算]

昭和十八年西白河郡三神村歳入歳出決算書

歳 入

金四万七千四百八十四円也 金四万六千九百二十三円九十五銭 歳入決算高 予算高

同

嵗 出

金二万四千八百七十五円也 金二万五千五百六十八円三十一銭 経常部決算高 同

予算高

金二万一千二百九十八円三銭 同 臨時部歲出決算高

金二万二千六百九十円也

歳入歳出差引現金五十七円六十一銭也

昭和二十年

町有 三神村長 昭20・8「三神村会議録」抜粋〕 藤 井 英

由

八九〔昭和一八年度矢吹町歳入出決算書〕

昭和十八年度福島県西白河郡矢吹町歳入歳出決算

歳 入

金六万一千四百七十四円也 金四万三千二百十七円三十六銭 決算高 予算高

歳 出

金三万九千八百五十三円五十三銭

金五万二千百五十四円也 経常部予算高

経常部決算高

金三千三百五十三円八十五銭

臨時部決算高

| 九〇〔昭和二〇年度矢吹町歳入出決算書〕

昭和二十年度矢吹町歳入歳出決算

歳 入

金十七万九千七百七十五円一銭 金十八万九千八百三十七円

予算高 決算高

一金十七万六千三百四円三十八銭 決算高

歳

出

金十八万九千八百三十七円 予算高

歳入歳出差引残金三千四百七十円六十三銭 内金五十円 町条例ニ依リ町基本財産畜積

金三千四百二十円六十三銭 二十一年度一般会計繰越

昭和二十一年七月二十五日報告 西白河郡矢吹町長

大

木

代

吉

金九千三百二十円也

臨時部予算高

歳出合計金六万一千四百七十四円也 歳出合計金四万三千二百七円三十八銭 決算高 予算高

歳入歳出差引残金九円九十八銭

町基本財産へ繰入

昭和二十年十一月十三日報告

西白河矢吹町長 仲 西 三 良

(町有

昭20・11「矢吹町会議録」抜粋〕

_
町有
距 21 · 7
4
矢吹町
会議録
抜粋

第

Ŧī.

条

基本財産トシテ蓄積スヘキモノハ総テ予算ニ編入ス

# 一九一〔明治三七年矢吹町基本財産蓄積条例

第一・『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』』』』。 福島県西白河郡矢吹町基本財産蓄積条例第九号

二十ヶ年間基本財産ヲ蓄積ス 本町ハ本条例ノ規定ニ依リ明治三十七年度ヨリ向ク

第

ハ基本財産トシテ畜積ス

町村制第八十一条第二号ニ掲グルモノノ外左ノ収入

第

条

一銭汁剰余金ノ勺五十円旦基本財産ヨリ生スル収入

其全部

四戸籍法ニ依リ収入スル手数料

三国税徴収法及県税徴収法ニ依リ収入スル交付金

第

ヲ停止ス但特別ノ事情アルトキハ町会ノ議決ヲ以テ公債ヲ起シタル場合ニ於テハ当該年度間前条ノ蓄積五督促手数料条例ニ依リ収入スル手数料

第

=

条

理スベシ

第

三

条

其蓄積ヲ停止セサルコトヲ得「前二項ノ場合ニ於テ

基本財産ノ収支精算ハ毎翌年度ニ於テ之ヲ町会ニ報ハ其停止年数ニ応シ第一条ノ蓄積期間ヲ延長ス

第

四

条

告シ町内ニ公告スペシ

附則

第一六 条 本条例ハ発布ノ日ヨリ施行ス

右可決ス

町有

明3・3・31「矢吹町会議録」抜粋〕

村

制に定められるところであった。同様条例が各村にある。「解 説」 町村の財源の第一は基本財産におかれその蓄積は、町

# 一九二〔明治三七年矢吹町町有財産管理規程〕

第十号

福島県西白河郡矢吹町有財産管理規程

第一章 総 則

別ニ管理方法ヲ規定セザル財産ハ町長ニ於テ適宜管条 本町有財産ハ本規程ニ依リ之レヲ管理ス但本規程中

スベキモノヲ云フ

基本財産其他特別ノ積立金等ニシテ町長ニ於テ管理本規程中財産ト称スルハ本町基本財産当町立小学校

第

Ξ

条

一現金ヲ一ケ月以上収入役ニ於テ保管スルコト左ノ事項ハ町会ノ議決ヲ経ルヲ要ス

|現金ノ預入及有価証券ノ保護預ヲナス銀行ヲ指定

ス ルコト

四 有価証券買入

条 預金通帳有価証券(ジタルモノハ其預証書))

第

章 П 現 町長ニ於テ収入役立会ノ上検閲スベシ 金

ル ヶ月以内ノ保管及特別ノ事由 1 キハ郵便貯金又ハ確実ナル銀行ニ預入スベシ但 ニ依り保管スルノ必

現金ハ収入役ヲシテ保管セシメ其額金一円ニ達シタ

第

Ŧî.

第 条

条 シクハ土地ヲ購入スベシ 現金ハ其額金百円ニ達シタルトキハ可成有価証券若

要アルモノハ此限ニアラズ

第

六

但シ特別ノ積立金ハ此限リニアラズ

条 現金 ス ルコトヲ得但此場合ニ於テハ一ケ年五分ノ利子ニ ハ本町ニ於テ起債ノ必要アルトキハ歳計ニ運用

第

七

相当ス ル額ヲ増シ戻入スベシ

第

八

条 条 此場合ニ於テ利子年五分以上トス 現金ハ他郡市町村其他公共団体ニ貸付スルコトヲ得

第

第

九

ヲ徴スベシ且ヱ利子ハ年五分以上トス 現金ヲ個人ニ貸付又ハ預入スルトキハ確実ナル担保 頃ノ担 保ハ政府幷ニ地方発行ノ公債証書又ハ 確 実

認ムル銀行会社ノ株券若シクハ土地建物トシ貸付

+ 第三 条 章 有価証券ノ政府発行ノ公債証書又ハ確 有価証券

第

実ト認

ムル

為シ其預証券

) / 每月

条 有価証券ハ確実ナル 行会社ノ株券ヲ購入スベシ 銀行ニ保護預ケト

+

第

附 則 ヲ保管スベシ

+ 条 本規程ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス

第

第

十三

条

産管理法ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

明治三十一年三月二十九日決議矢吹町小学校基本財

右可決ス

HT 有 明 37 3 31 「矢吹町会議録」

# 九三〔大正五年七月矢吹町基本財産林管理規程

[白河郡矢吹町基本財産林管理規程 条 此規程ニ於テ町有財産林ト称スル

ヲ 一示ス 成ヲ計リ経理模範ヲ示ス為メ町ニ於テ経営スル林地

ハ町基本財産ノ造

条 町有財産林ハ 町有財産林ハ台帳ヲ製シ其所在及反別其他必要ノ事 町長之レヲ管理

第

歩合ハ担保品ノ時価七分以内トス土地建物ノ担

抵当タルヲ要ス

				項記入スルヲ要ス				アルベシ
	第	三	条	町有財産林実地ノ保護ハ本町及附近町村又ハ区(大	第	七	条	売却物件並貸地ノ引渡ハ代金完納后ニ於テ為スベキ
				字其ノ他ノ部落ヲ含ム以下同ジ)若シクハ各種団体				モノトス
				二委託ス	第	八	条	町有財産林内部分林設定ノ目的ヲ以テ土地ノ貸付ヲ
				委託保護者ニハ其報酬トシテ大正 年以后樹木売却				為ストキハ貸付料ヲ徴セズ収益分収ノ方法ニ依リ樹
				都度其収入ノ十分一ヲ売却后六十日以内ニ交付スル				木売却ノ都度其収入ノ百分ノ七十ヲ其設定者交付ス
				モノトス				ルモノトス
	第	멛	条	委託保護者ニ於テ懈怠ノ為メ損害ヲ生シタルトキハ	第	九	条	土地貸付期間中返還セシメタトキ契約解除ノ日ヲ限
				報酬額ヲ減シ又ハ之レヲ交付セザルコトアルベク且				界トシ既納料金ハ日割ヲ以テ還付ス但シ借地人ノ不
				ツ損害賠償ヲ請求スルモノトス				行為ニ基因スル場合ハ此限リニアラズ
	第	Ŧī.	条	町有財産林ノ立木ノ売却及土地貸付ハ競争入札以テ	第	+	条	町ノ都合ニ依リ第八条ノ部分林設定ヲ解約スルコト
				之レヲ行フモノトス但シ左ノ場合ニ於テハ随意契約				アルトキハ左各項ニ依リ処分スルモノトス
				ヲ為スコトヲ得				一設定后十年以内ナルトキハ毎年栽植シタル樹種ノ評
				直接公用ニ供スル為メ町村公共団体等へ売却交付又				価ヲ付シ設定者ト協議ノ上処分スベシ
冶				八貸付トキ			_	一設定后十年以上ナルトキハ第八条ニ依り処分スペシ
1 政			_	一予定価格五十円未満ノ立木ヲ売却シ又ハ土地ヲ貸付	第	+	条	町有財産林ノ借入人ハ特ニ町長ノ許可ヲ得ルニ非ザ
17				スルトキ				レバ当初貸付ノ目的外ニ使用シ又ハ他人ニ転貸スル
				三競争入札ニ付スルモ入札者ナキ又ハ再入札ニ附スル				コトヲ得ズ
近				モ尚予定価格ニ達セザルトキ				借地人前項ノ規定ニ違背シタル貸付期間ノ如何ニ拘
5 補			pq	]前各項ノ外競争ニ附セザルヲ必要ト認ムルトキ				ラズ之レラ返還セシメ尚之レガ為メニ生シタル損害
弟	第	六	条	町有財産林副産物ハ受託保護者ニ無償交付スルコト				アルトキハ之レヲ賠償セシムルモノトス

第 十二条 町有財産林借地人ニ於テ町長ノ許可ヲ得テ原形ヲ変

更シタルトキハ期間満了ニ至リ之レヲ原形ニ復シ返

還セシムベシ

但シ特ニ許可ヲ得タルモノハ此限リニ非ズ

前各項ノ外管理上特ニ必要ナル事項ハ町会ノ決議ヲ

経テ之レヲ定ム

第

十三

条

請 書

西白河郡矢吹町大字何字何地内町有財産林

実測反別 何町何反歩

白河郡矢吹町基本財産林管理規程並ニ左記ノ条項ヲ承諾シ誠実ニ 右ハ今般実地保護ノ義当何々(国体名)ニ御委託相成候ニ付テハ西

保護ノ実ヲ儘シ可申依ヲ請書差出候也

月

日

区部落団体名

氏 名印

記

保護期間ハ大正 年ョリ大正 年迄何ケ年間トス

二保護区域内ニ於ケル盗伐火災予防等ノ為メ山守 名ヲ常置シ迭 視セシメ万一災害ノ実視ニ際シテハ区住民(部落住民又ハ団体

三保護区域内又ハ其附近ニ於テ虫害風雪其他気象上ノ被害ニ注意 シ之レヲ発見タルトキハ直ニ御庁へ報告致可候

員)挙テ鎮圧ニ従事シー面御庁へ速報致可ク候

四第二項ニ依リ山守ヲ常置スルノ時保護区域内ノ各自受持区域ヲ 更ニ区分シ誓テ保護ノ責ニ任セシムベク且ツ其区域別ヲ御庁

届出デ異動ノ都度届出申可候

五保護区域内ノ副産物ハ無償ニテ交付ヲ受ケベント雖モ入林期間

ハ御庁ノ御指定ニ従ヒ可申候

七前各項ノ外御庁並ニ出張係員ノ御命令ハ堅ク遵守可致候 合ハ其人名ヲ御通知ヲ受クベク之レニ対シ故障等申間敷候 六御庁ノ都合ニ依リ前項物品ノ採所ヲ附近住民へ許可セラルゝ場

以上

一町有 大5・7「矢吹町会議録」抜粋]

九四〔昭和九年矢吹町小学校営繕費積立金蓄積条例〕

議案第十四号

本町小学校営繕費積立金蓄積条例ヲ別紙ノ通リ設定スルモノトス 矢吹町小学校営繕費積立金蓄積条例設定ノ件

昭和九年二月二十七日提出

理由

矢吹町長 仲 西 三

郎

状態ニテ数年ヲ出ズレバ講堂丼ニ校舎ノ増改築ノ必要ヲ生ズルニ 本町小学校児童数ハ年毎ニ増加シ現ニ講堂ノ如キ狭隘ノ告ゲ居ル

至ルベシ依テ之カ費用ニ充当センカ為メ毎年度予算ヲ以テ相当金

第

小学校営繕費積立金蓄積条例

第 条 木町ハ小学校営繕費ニ充当スル為メ之カ資金ヲ蓄積 スルモノトス 第  $\equiv$ 条 前条ニ依リ設置シタル組合ニシテ其組合所定ノ規約

第

=

条 定ム 営繕資金ニ蓄積スヘキ金額ハ毎年度予算ヲ以テ之ヲ

営繕資金ハ最モ確実ナリト認ムル方法ニ依リ利殖ヲ

第

三

条

図ルモノトス

則 条 本条例ニ拠リ蓄積スル営繕資金ハ特別会計トス

本条例ハ昭和九年度ヨリ施行ス 「町有 昭9·2「矢吹町会議録」抜粋]

第

Ŧi.

条

附

第

四

第八号議案 九五 〔大正四年矢吹町納税組合奨励規程〕

矢吹町納税組合奨励規程設定ノ件

矢吹町納組合奨励規程

条 本町内住民ニシテ納税義務ヲ全フセンガタメ納税組 長ニ対シ奨励ヲナスモノトス 合ヲ組織シタルトキハ町ハ此ノ規程ニ依リ組合及組

> 第 =

条 設置セントスル組合ハ組合十戸以上トシ組合規約ヲ

定メ組合員連合署ノ上町長ニ届出認可ヲ受クベシ組

合規約ヲ変更シタルトキ亦同シ

ヲ遵守シー会計年度内納税ノ成績優良ナルモノニ対

シ町長其成績ヲ審査シ奨励金品又ハ賞状ヲ賞与ス

条 組合員ニ異動ヲ生シタルトキ組合長ハ其都度町長ニ

第

PU

届出ベシ

条

第

Æ.

賞与ヲ受ケシ組合ハ其金品ヲ処分セントスルトキハ 予メ町長ノ認可ヲ受クベシ

若シ認可ヲ得スシテ処

分シタルトキハ返還ヲ命ズルコトアルベシ

第 附 則

条 本規程ハ大正四年度ヨリ施行ス

理由現今町財政滞納者多数ノ為メ大ニ困難ヲ感シ此 ノ弊風ヲ改善スル納税組合ノ設置ハ最急務ト信ズ現

時四五ノ組合設置シザルモ之レヲ全町ニ普及設置ヲ

促サントス依テ本案ヲ設定シ勧誘ヲ努メントス

大正四年二月二十八日

右提出ス

矢吹町長 武 藤 策

組合員他町村転任スルモノアルトキハ巳ニ納税義務	四 条	第十四	44	新ニ本組合ニ転入シタル者アルトキハ組合長又ハ幹	条	八	第
ベシ				ルトキハ其期間倍額若シクハ幾分ノ蓄積ヲナスベシ			
貯金ノ収支精算ハ町長ニ報告シ且ツ組合員ニ通告ス				前項貯金額ニシテ最初ノ納期ニ於テ納税額ニ達セザ			
継続保管スルコトヲ得				貯金ヲ為スペシ			
証ト共ニ組合員ニ返付スヘシ但シ組合ノ請求ニヨリ				ヲ組合員ニ通告シ組合員其通告金額以上ヲ目的トシ			
組長ハ毎年 月ヲ以テ精算ヲ遂ケ剰余金ハ納税領収	三条	第十三	4.6.	ル納税額ヲ標準トシ各組合員ノ貯金額ヲ予定シ之レ			
ニスベシ				組長ハ幹事ト協議ノ上組合員ノ一会計年度間ニ於ケ	条	七	第
組長ハ貯金受払張ヲ各人別シ調製シ置キ其収支ヲ明	二条	第十二	4.4.	但シ組合ノ決議ニ依リ報酬ヲ与フルコト得			
収若クハ貯金ヲ増加セシムベシ				ヲ補佐シ其協議ニ参与ス 組長及幹事ハ名誉職トス			
ニシテ代納スルニ定ラザルトキハ其時々不定額ヲ徴				ノ代弁其他善行ノ奨励悪習ノ訓戒等努メ幹事ハ組長			
代納シ受預証ヲ保存スベシ組合員各自ノ貯金額不足				組長ハ組合一切事務ヲ総理シ貯金ノ督励及管理納税	条	六	第
組長ニ於テ納税令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ之レヲ	一 条	第十一		2			
組長ニ払込ムベシ)				本組合ニ組長一名幹事 名ヲ置キ組合員中ヨリ選挙	条	五	第
ム)ニ払込ムベシ(月掛ハ組合員ニ於テ毎月 日迄				ヲ有ス			
中ニ組長(町収入役郵便局銀行等組合ニ於テ適宜定				組合内ニ住スル納税義務者ハ本組合ニ加入スル義務	条	四	第
日掛ハ組合員ニ於テ日々順番ニ取纒メ其集金ハ其				本組合ハ矢吹町大字何何納税組合ト称ス	条	$\equiv$	第
貯金ハ日掛(月掛トス)	条	第十		ヲ以テ組織ス			
異動ノ生シタルトキ亦同シ				本組合ハ矢吹町長ノ監督ヲ受ケ組合内ノ納税義務者	条	=	第
組長ハ其組合員ノ氏名及貯金額ヲ町長ニ届出ツベシ	条	第九		ルヲ以テ目的トス			
セザル者アルトキハ町長ニ申報スベシ				本組合ハ平素貯金ノ方法ニヨリ納税ノ義務ヲ全フス	条	_	第

事ハ本規約ノ旨趣ヲ説明シ加入セシムベシ若シ加入

解説

納税の完納には、

毎年大きな力をはらい、

滞納整理が大

割

個人

奨励と組合奨励があり、本資料は納税組合を半強制的につくら きな仕事だった、納税奨励の規程は各村で作成している。

シ不足ナルトキハ追徴ス ノ生シタル納税金ハ完納シ剰余金ハ之レヲ返付シ若

ヲ為シ転居所属ノ組長ニ貯金受払帳ニ現金ヲ添エ其 本町内他ノ組合ニ転属スルモノアル時ハ貯金ノ精算

事務ヲ引継クベシ

十五 条 貯金ハ納税ニ差支ナキ限リ郵便貯金又ハ銀行当座預 金ト為スコトヲ得

第

得 貯金ョリ生ズル利子若シクハ寄附等組合雑収ハ総組 合員ノ決議ヲ以テ町長ノ認可ヲ受ケ処分スルコトヲ

第

十六

条

第 十七 条 バ更生スルコトヲ得ズ 本規約組合員三分ノ二以上ノ協議ニ依ルニアラザレ

右遵守可改依テ左ニ署名捺印ス 十八 条 本規約大正 年 月 日 3 リ実施

第

附

則

以下連署

何

某印

町有 大4・2「矢吹町会議録」抜粋〕

> 料一九七のような税額による還付制度ではない。 せ、 成績を審査し奨励金品又は賞状をおくるというもので、

> > 資

九六〔昭和一二年三神村出征幷ニ応召軍人に対スル村税幷ニ

使用料減免ニ関スル議決〕

第四十号議案

出征幷ニ応召軍人ニ対スル村税幷ニ使用料ヲ左記規程ニ依リ減免 出征丼ニ応召軍人ニ対スル村税丼ニ使用科減免ニ関スル件

出征丼ニ応召軍人ニ対スル村税丼ニ使用減免ニ関スル規程 記 セントス

村税 使用料ハ出征及応召ノ日ヨリ起算シ其家族ニ対シ之ヲ免除ス

出征又ハ応召者ノ家族ニシテ左ノ事項ニ該当シタルモノハ応 召期后各種村税ヲ免除ス 軍事救護者

一前項以外ノ出征又ハ応召者ニハ左ノ規程ニ依 イ特別税戸数割平均等以上ノモノハ之ヲ免除セズ

ロ特別税戸数割年額金二円平均等以下ニ対シテハ其賦課額ノ三

以 上 特別税戸数割年額二円以下ニ対シテハ之テ全免ス

### 昭和十二年十二月十五日提出

#### 三神村長 酒 井 寅三郎

### 昭和十二年十二月十五日決議

[町有 昭12・「15三神村会議録」抜粋]

免措置が講じられ出征軍人家族の保護対策がなされている。 戦時体制下の税制の一端を示すもので村税と使用料の減

解説

## 九七〔昭和一五年中畑村納税奨励規程〕

中畑村納税奨励規程

条 本村ハ納税滞納ノ弊ヲ矯正シ其ノ成績ヲ優良ナラシ ムルタメ本規程ニヨリ之ヲ奨励ス

第

条 年ヲ通シ各期限内ニ完納シタル組合ニ対シ奨励金ヲ 本村在住ノ納税義務者ヲシテ納税組合ヲ組織シ一ケ

第

条 納税組合ハ農業実行組合ノ全員ヲ以テ組織スルコト

第

三

交付ス

第

四

条

奨励金ハ完納組合ノ組合員ノ納付シタル村税額ノ一

ヲ要ス

本規則ハ昭和十五年度ヨリ施行シ従前ノ規程ハ之ヲ廃止ス

町有

昭16・3「中畑村会議録」抜粋

附

則

割五分トス





矢吹町役場 三神村役場 (左上) 中畑村役場